

4. 今回の変更箇所

●用途地域等の変更対象の考え方

(1) 用途地域の境界の基準としていた地形地物が変更した場合

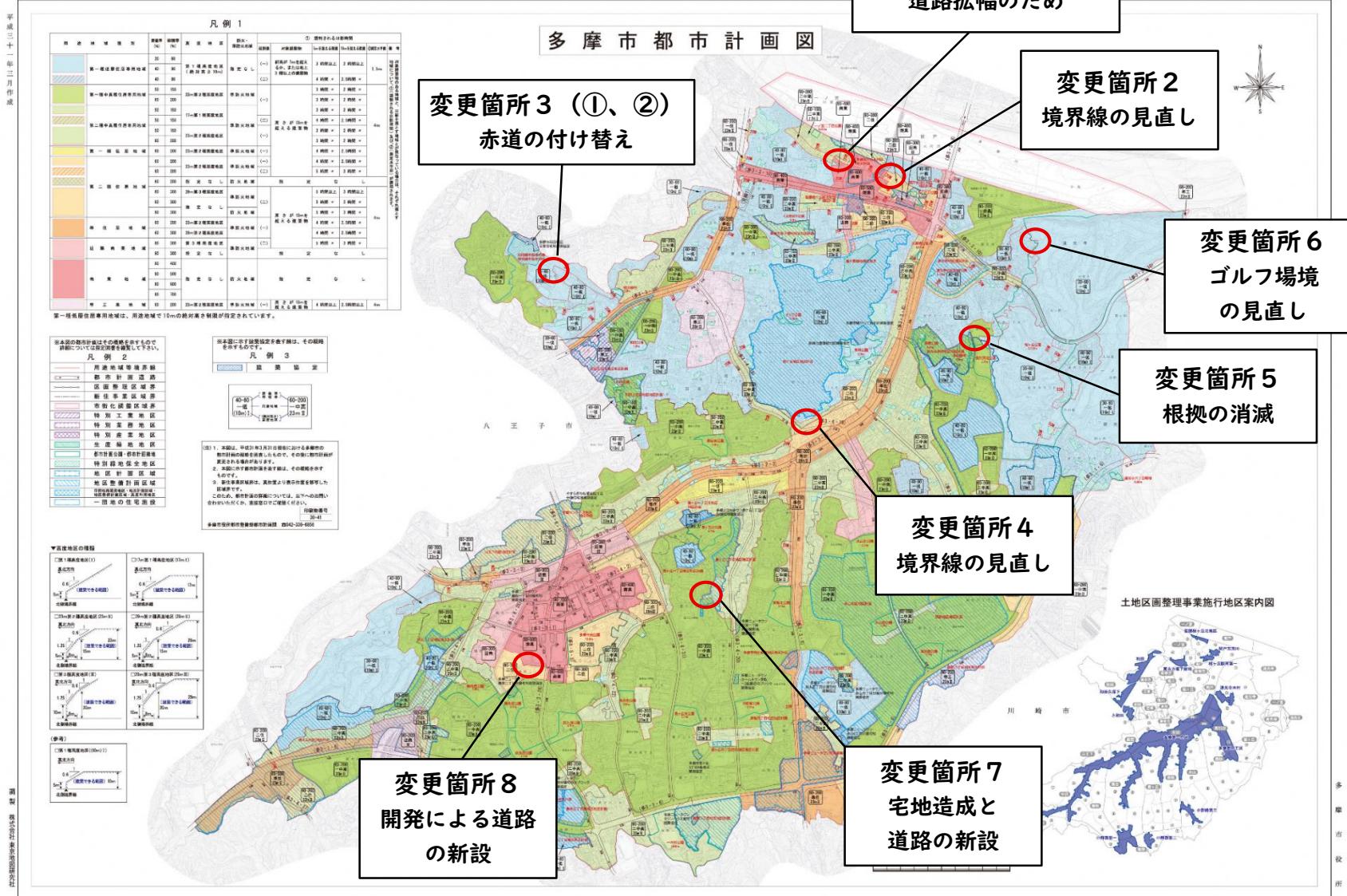
【事例】道路形状が変更した、開発の当初計画と完成した道路が異なる

(2) 用途地域の境界の基準としていた地形地物が無くなった場合

【事例】宅地造成によって赤道が付け替えられた、赤道がなくなった

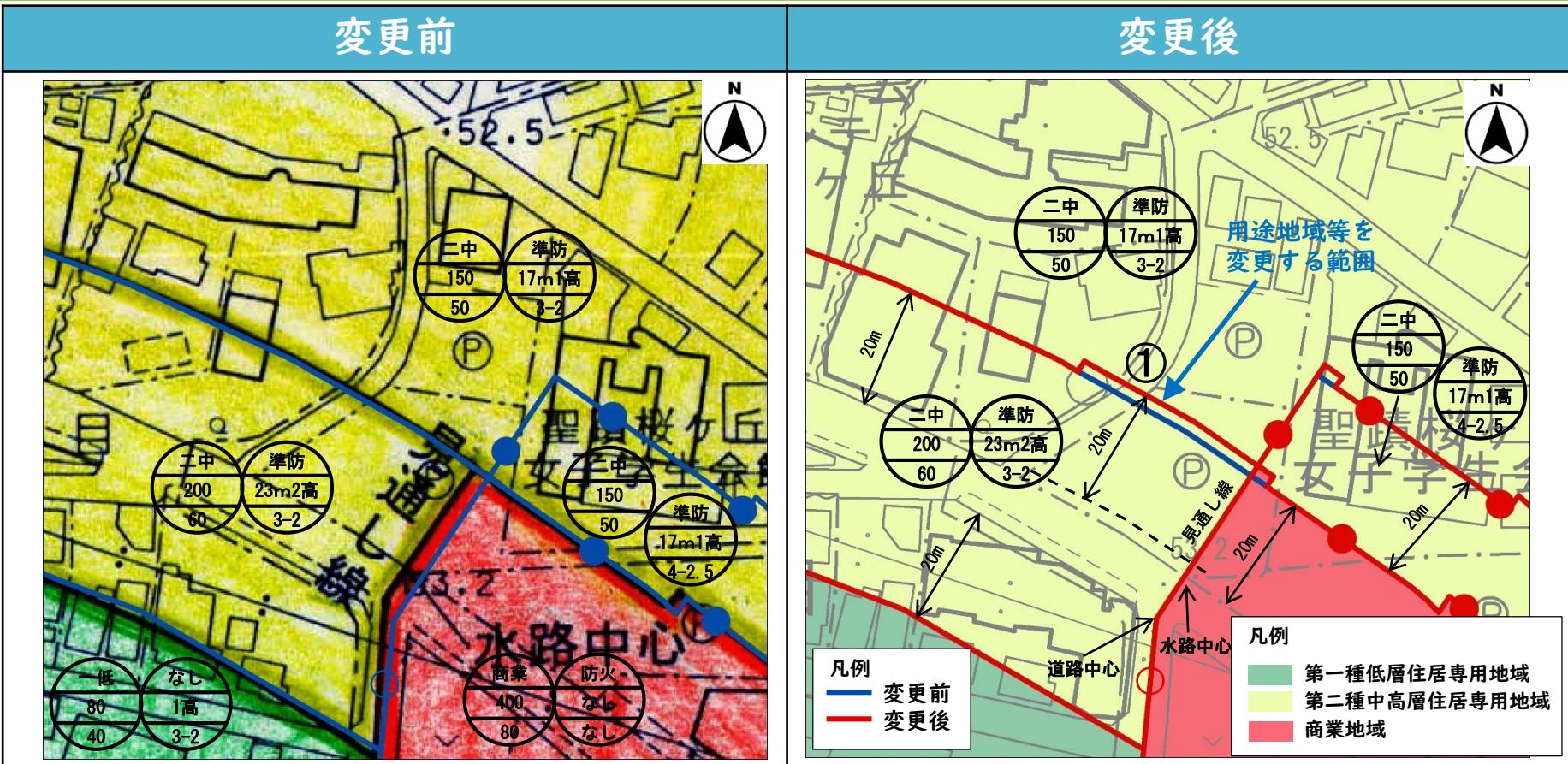
(3) 地形地物に変更はないが、現指定の用途地域の境界の位置や根拠が不明確となっている場合

4. 今回の変更箇所（変更位置図）



変更箇所 I - ①

(関戸一丁目 地内)



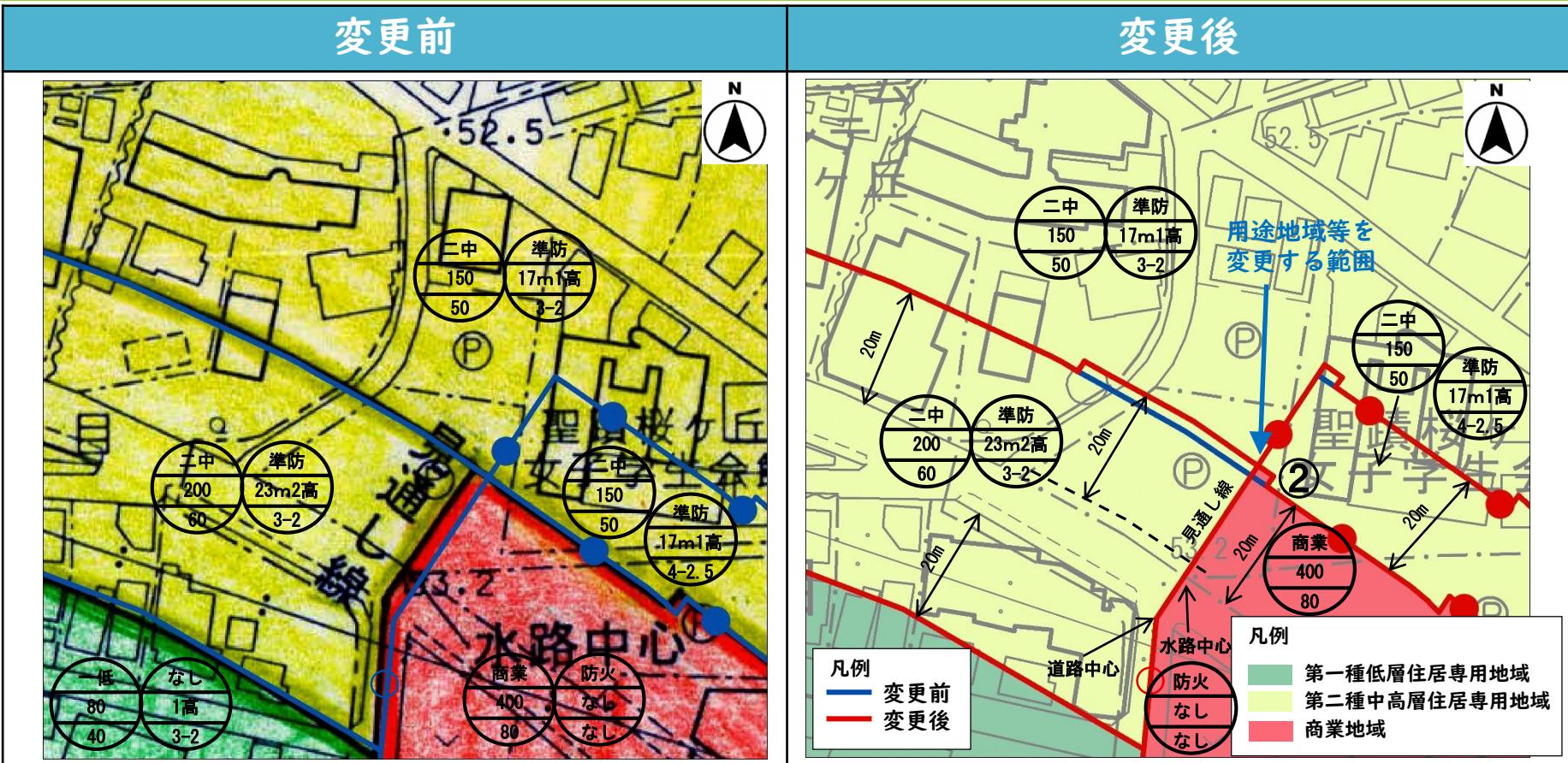
注) 変更前の図はスキャナーで取り込んで作成したため、変更後の図と色が若干異なります

<変更理由>

道路拡幅による道路境界線の変更のため。

	変更前	変更後
用途地域	①第二種中高層住居専用地域	①第二種中高層住居専用地域
建ぺい率／容積率	①50% / 150%	①60% / 200%
防火・準防火地域	①準防火地域	①準防火地域
高度地区	①17m第1種高度地区	①23m第2種高度地区
その他の地域地区	①なし	①なし
日影規制	①3h - 2h / 4m	①3h - 2h / 4m

変更箇所 I - ② (関戸一丁目 地内)



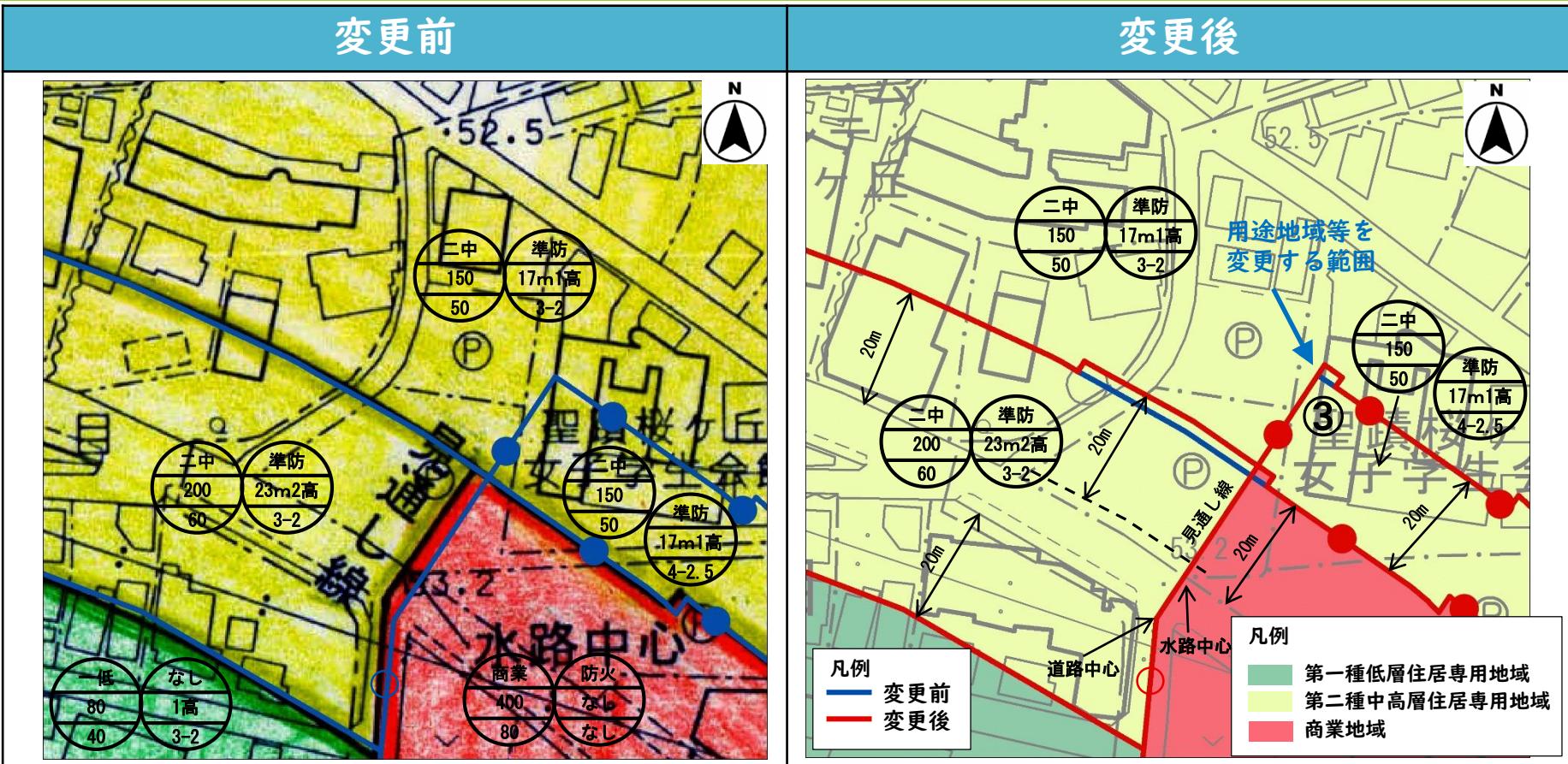
注) 変更前の図はスキャナーで取り込んで作成したため、変更後の図と色が若干異なります

<変更理由>

道路拡幅による道路境界線の変更のため。

	変更前	変更後
用途地域	②第二種中高層住居専用地域	②商業地域
建ぺい率／容積率	②50% / 150%	②80% / 400%
防火・準防火地域	②準防火地域	②防火地域
高度地区	②17m第1種高度地区	②なし
その他の地域地区	②なし	②なし
日影規制	②4h - 2.5h / 4m	②なし

変更箇所 I - ③ (関戸一丁目 地内)



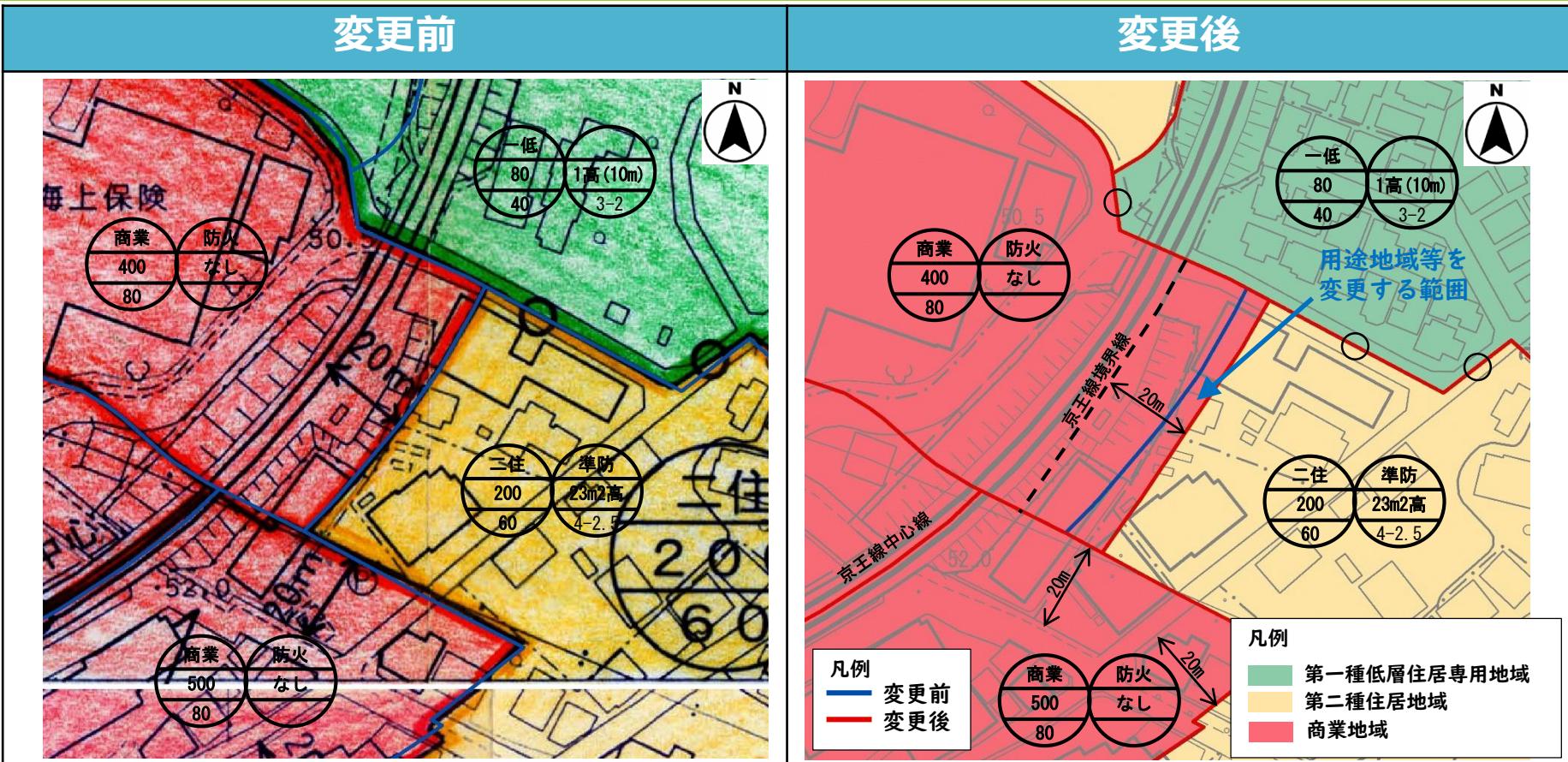
注) 変更前の図はスキャナーで取り込んで作成したため、変更後の図と色が若干異なります

<変更理由>

道路拡幅による道路境界線の変更のため。

	変更前	変更後
用途地域	③第二種中高層住居専用地域	③第二種中高層住居専用地域
建ぺい率／容積率	③50% / 150%	③50% / 150%
防火・準防火地域	③準防火地域	③準防火地域
高度地区	③17m第1種高度地区	③17m第1種高度地区
その他の地域地区	③なし	③なし
日影規制	③3h - 2h / 4m	③4h - 2.5h / 4m

変更箇所 2 (関戸二丁目 地内)

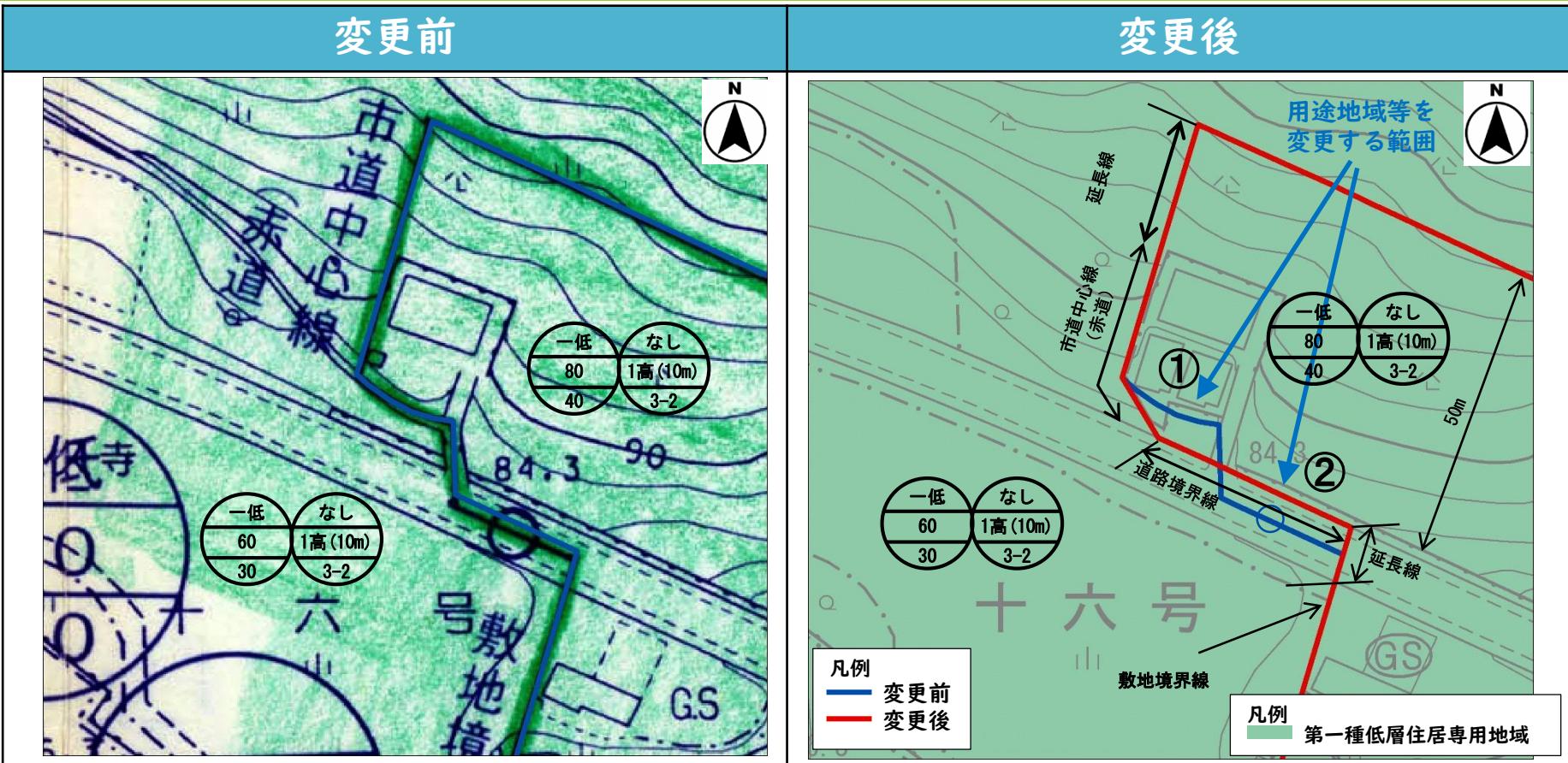


<変更理由>

京王線境界線の位置を正確に引き直したため。

	変更前	変更後
用途地域	第二種住居地域	商業地域
建ぺい率／容積率	<u>60%</u> / <u>200%</u>	<u>80%</u> / <u>400%</u>
防火・準防火地域	準防火地域	防火地域
高度地区	23m第2種高度地区	なし
その他の地域地区	なし	なし
日影規制	4h - 2.5h / 4m	なし

変更箇所 3 - ①② (和田 地内)



注) 変更前の図はスキャナーで取り込んで作成したため、変更後の図と色が若干異なります

<変更理由>

宅地造成に伴う付け替えにより、赤道の位置が変更となったため。

	変更前	変更後
用途地域	①②第一種低層住居専用地域	①②第一種低層住居専用地域
建ぺい率／容積率	①30% / 60% ②40% / 80%	①40% / 80% ②30% / 60%
防火・準防火地域	①②なし	①②なし
高度地区	①②第Ⅰ種高度地区（絶対高さ10m）	①②第Ⅰ種高度地区（絶対高さ10m）
その他の地域地区	①②なし	①②なし
日影規制	①②3h - 2h / 1.5m	①②3h - 2h / 1.5m